令和3年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

令和3年12月8日 人 事 課

1 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議 (県職員連合労働組合, 県教職員組合, 県高等学校教職員組合)

2 交渉日

第1回 令和3年10月27日(水)

第2回 令和3年11月15日(月)

第3回 令和3年12月 1日(水)

3 交渉結果

	区分	内容	実施時期
人事委員会勧告等	令和3年 4月の 公民較差・ 等	○月例給(公民較差▲87円,▲0.02%)・職員給与と民間給与との較差が小さく,給料表及び諸手当の適切な改定が困難であるため,改定を行わない	_
		○期末・勤勉手当(公務 4.45 月分,民間 4.31 月分)・4.45 月分 ⇒ 4.30 月分(期末手当:▲0.15 月分)・令和 3 年度は 3 月期で減額調整	令和4年3月
	両立支援	法律等の改正にあわせた ・育児休業の取得回数拡大 ・不妊治療休暇の日数拡大 など	法律等の改正に あわせ適宜実施
その他		感染症や大規模災害など多様化・複雑化する行政課題に 対応する職員が、過失により禁錮以上の刑に処せられその 刑の執行を猶予された場合に、情状を考慮して特に必要が あると認められるときに失職させないことができる範囲 を、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に限ら ず、公務遂行中については過失による事故全般に拡充	改正条例 公布日